

医療法人社団 敬仁会 行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は、第7項の規定に基づき、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日までの3年間

2 内 容

目標1 育児休業をしている職員に対し職場復帰への支援を行う。

〈対策〉

- ・ 平成28年4月～ 育児休業をしている職員に対して必要な情報の提供を行うと共に3ヶ月に1度直属の上司との面談を実施し、定期的に職場復帰への支援を行う。
- ・ 社会的な孤立感を抱かないように、面談によりスムーズな職場復帰ができるようサポートする。